

第16回

政策評価に関する有識者会議

2009年8月5日

金融庁総務企画局政策課

午後3時58分 開会

○油布政策評価室長 それでは、皆様もお集まりのようですので、始めさせて頂きたいと思えます。

ただいまから第16回目、金融庁の政策評価に関する有識者会議を始めさせて頂きます。

会議に先立ちまして、政策評価に関する有識者のメンバーにつきましてご報告がございます。

昨年、関哲夫委員がご退任されまして6名となっておりますけれども、今回より新たに島崎委員に当会議のメンバーに加わって頂きました。よろしくお願ひいたしたいと思えます。

それからまた吉野委員ですけれども、都合によりご欠席というご連絡を頂きました。シンガポールで学会がございまして、日程調整のほううまうまくなかったということがございます。ご意見を書面でちょうだいいたしております。席上にも配付させて頂いておりますが、後ほど、私からご紹介させて頂きます。

なお、金融庁でも人事異動がございまして、メンバーに変更がございます。

主なメンバーだけですけれども、私から簡単にご紹介させて頂きます。

まず、長官の三國谷でございます。

○三國谷長官 よろしくお願ひ申し上げます。

○油布政策評価室長 総務企画局長の内藤でございます。留任でございます。

総務企画局総括審議官官房担当の細溝でございます。

検査局長の森本でございます。

監督局長の畑中でございます。

証券取引等監視委員会事務局長の木下でございます。

公認会計士監査・審査会事務局長の乙部でございます。

なお、総務企画局総括審議官国際担当でございますが、河野につきましては海外出張でございまして、欠席とさせて頂いております。

本日の議事進行は、いつものとおり片田座長にお願いしてございます。それでは片田座長、よろしくお願ひいたします。

○片田座長 本日は皆様、大変ご多忙中のところご参集くださいまして、ありがとうございます。

本日は、議事次第に従いまして、平成20年度実績評価書（案）及び平成21年度事業評価書（案）につきまして事務局より説明を受けまして、その後、皆様各委員のご意見をお伺いしたいと、かように存じております。

それでは、事務局からよろしく願いいたします。

○油布政策評価室長 ありがとうございます。

それでは、私からかいつまんでご説明をさせて頂きたいと思います。

まず、お配りしている資料でございますが、縦書きの表で一部網かけをしてありますけれども、AあるいはI、IIというのが縦で書いてある資料をご覧になって頂きたいと思います。一枚紙でございます。実績評価書の概要というタイトルになっております。

これが本事務年度の政策評価の総括表ということでございますけれども、ちょうど真ん中、縦の欄、20年度24施策ということでございます。太い枠組みで囲ってあります。

ご説明申し上げる前に2点だけでございますけれども、まず1点は、今日お願いいたしますのは昨年7月から今年6月末までの1年間の金融庁の事務の評価ということであります。ご案内のように、評価の期間を会計年度に合わせるように4月、3月に変更するという今途中の過程でございますので、今年の4月、5月、6月分につきましては別途のもう1本政策評価の期間が走っております。4月、5月、6月が両方で重複評価するというふうな形になるということでございます。

それから、真ん中の枠組みの部分をそれぞれ昨年19年度や18年度と比較して頂きますと、やや枠組み自体が変わっている部分がございます。これは今年度から中期の基本評価計画が変更になっておりまして、その新しい枠組みに沿っての評価の第1回目ということでありますので、平成18年度、19年度とは直接の評価はややしにくいところがあるということでございます。

中身についてご説明申し上げます。

平成20年度24施策のうち、まず単年度1年間だけの評価というのがA、Bといった項目であります。枠の一番下のところにAが18と書いてありますが、24施策中18項目について単年度評価をAにしております。

昨年、平成19年度と変更になった点をご説明申し上げますが、まず12番でございます。市場の透明性確保に向けた会計制度の整備ということでありまして、これは昨事務年度はBでありましたけれども、今回はAにしたということであります。

この施策の内容といたしましては、国際的な会計基準とのコンバージェンスあるいはEUとの同等性評価といったものが施策の内容ということになっておりました。事前にお伺いした際にご説明させて頂きましたけれども、あるいはご案内のように昨年12月にEUからは我が国の会計基準につきましてEUの彼らの基準と同等であるというふうな評価を得ることができまして、EUに上場している我が国企業もこれまでどおりの会計基準で続行できるというこ

とになりまして、そういった成果がありましたということが1点目。

もう一つは、中間報告という形ではありますが、今後の国際会計基準、I F R S の任意適用、あるいはその先の強制適用の可能性について一種のロードマップを中間報告という形で示したということがございますので、今回の評価はAにしたということでございます。

そのほか、23番も実は部内的な項目ではあるんですけども、昨年Bを今年Aにしております。行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進ということで、これはむしろ昨年の方に特殊事情がございまして、コンピューター、電子データによるモニタリングシステムを導入するということを計画的に進めておりますが、前回、昨年には一般競争入札にいたしましたときに入札不調になったというふうなことがありまして、やや導入計画を先送りする必要があったという特殊事情がございましたので昨年はBにしておりますが、今回はそういったこともございませんでしたので、ここはAにしているということです。

もう一つ、単年度の評価ではなくて太い枠組みの中に端的な結論という欄がございまして。これは一番下に点線で囲んで若干ご説明をさせて頂いておりますが、単年度評価ということではなくて、中期的に見た水準、あるいは今後どういうふうに取り組んでいくのかということにつきまして、文書の形式ではありますけれども、類型化いたしまして、類型Ⅰ、類型Ⅱ、類型Ⅲということで記載をしております。ごく大ざっぱに申し上げますと、類型ⅠというのがAに相当する、類型ⅡというのがBに当たると言ってもいいのではないかと思います。

この項目につきましては、9番の金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応というところで、昨年は類型Ⅰでありましたけれども、今回は類型Ⅱに評価を下げております。典型的には振り込め詐欺のようなものがございまして、組織化、巧妙化、複雑化というのが進んでいるということで、中期的に見た目標水準をやや上方修正といいますか、厳しくする必要があります。ハードルが高くなったという認識で端的な結論というところは類型Ⅱの評価にしております。

単年度につきましてはAで据え置いております。昨年秋以降、振り込め詐欺の件数が非常に増えまして、平成16年を上回るような被害件数が出るのではということがございましたけれども、秋口以降、警察当局の力の入れ方というのももちろんあると思いますけれども、対策が金融庁も協力していろいろと手が打たれてきてまして、年明け以降はむしろ件数は減っていると、減少に転じたというふうなデータも一部あるようでございます。そういうことを踏まえまして、単年度の評価としてはAに据え置いているという状況であります。

それでは、お手元に配付させて頂いておりますけれども、ご欠席されました吉野委員からの

ご意見を書面でちょうだいしておりますので、私からご紹介させていただきます。

大きく4項目あるようでございますが、1項目目、政策評価の読みやすさが整理されてきているという評価を頂いております。

(2)が金融分野での国際競争力の発揮ということございまして、2つあるようでございます。2-1といたしまして、国際的なルールの作成段階でB I S規制の最初の導入のときのように議長席を日本が確保するなど日本の制度に根差した国際ルールが作成されるようにして頂きたい、あるいは日本の金融制度や金融機関にとって活動しやすい国際的なルールづくりを目指して頂きたい。そのためには、長期間、国際ルール作成に関与し、世界の会議に出席した際にも経験と顔が知られているということが大切であると考えますということであります。

もう一つの項目でありますけれども、金融業の国際競争力という観点から、競争力強化のためにはさまざまな金融商品がある程度自由に生み出されるような環境整備が一層進められることが望まれると。利用者のニーズを踏まえた新しい金融手法や開発ができてこそ世界での競争に打ち勝つことができると考えるということであります。

それから3点目でありますけれども、さまざまな金融・マクロデータの分析専門者の育成ということで、サブプライム問題を契機に世界のマクロ経済、マクロの金融の動きをフォローするということが重要であるということが各国で認識されている。金融庁においても、マクロ・金融データ、市場の動きを分析するマクロ分析の専門家を育成して頂きたいということになります。

関連事項といたしまして、ミクロでの金融機関の検査・監督と同時に、マクロのシステムリスクなどの対応が迅速に行える体制、これを忘れないで頂きたいということになります。

最後、4点目になりますが、検査に関するご意見でございますが、金融機関の検査の質の向上が不断の努力によって常に見直されることが必要である。センスのよい検査ということをしたしか前回もおっしゃっておられましたけれども、検査を受ける金融機関もそれぞれがプロが育成されてきております。金融庁による検査は現場の実務を熟知し、現場の人間からさすがプロの検査であるというふうに評価される検査を目指してほしい。

以上4点、吉野先生のご意見を紹介させていただきました。

それでは片田座長、よろしくお願いいたします。

○片田座長 ありがとうございます。

それでは、いつものように各委員のほうからご意見を頂くわけでございますけれども、3名の方からご意見を頂いて、当局側からの回答をお聞きしたいと思っております。

田辺先生からお願いいたします。

○田辺委員 では、私から4点ほどご質問と意見みたいなことを申し上げたいと思います。

1点目は、ウェブサイトのところでございます。

今回、91ページのウェブのところは18事務年度以降かなり減少していて、恐らくこれがB評価に影響した一つの理由になっているのかなと思いますけれども、他方で他省庁のウェブサイト等を見ますと、これで見ますと60万弱ですけれども、あまり減少傾向というのは一般的には見られませんが、大体横ばいか微増という形で推移しているのが通例だと思うんですけれども、なぜ「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」のところはこんな形で60万弱から40万弱へと減少したのかなというのが、分析が行われませんとある意味ではアクセスを増やすために何をしたらいいのかというのがいま一つ次の手がわかりませんので、そこら辺の原因がわかるようでしたらお願いいたしますというのが1点目です。

それから2点目は、134ページだと思いますけれども、NPO等によって5協会の苦情処理・紛争解決の業務を一元化したということと、それから金融ADR等の制度を認定の4団体設けたということが書かれておりますけれども、具体的に例えばADRのほうでしたら団体を認定したというところまでは動いたと思うんですけれども、その後、具体的にADRの利用がどのくらいあるんでしょうか。例えば法務省なんかのところでもADRを一般に紹介してはいますけれども、認定の件数は出てくるんですけれども、利用されるまでに、その段階までに至っているのかどうかというのがかなりおぼつかないというか、あまりはっきりしないところがございますので、そこら辺の動きについておわかりでしたらお願いいたしますというのが2点目です。

それから3点目は、178ページの金融専門人材の育成というところでございます。

研究会等の中で基本的なコンセプトと、専門人材について打ち出してきたということがわかりますし、またこれらの人材の育成というようにいろいろな形で質的にも、それから恐らく量的にも必要になってくるということがわかるのでありますが、ただこれは具体的に実現するためにどのような働きかけをやっているのでしょうか。つまり、コンセプトを打ち出して、恐らくそれだけで増えていくというものではないと思いますので、例えば大学であるとか、大学院であるとか、その他何か働きかけ等を行っているようなことがありましたらその点について教えたいというのが3点目です。

それから最後は4点目で、割と漠としたことで申しわけないんですがございますけれども、予算、それから人員等の政策評価の対応ということがうたわれております。人員に関しましては、ほ

かの省庁が減らされているところで着実に金融庁に関しては増員が図られ体制の強化が行われているということははっきりしておりますけれども、ただ予算を見ますと、ちょっと年度と評価の対応というのがずれているんだと思いますけれども、平成20年度、E D I N E Tとか庁舎の移転でその問題が平成19年度にあって、20年はそれがなくなってガッと減ったというところはわかるんですけども、他方、21年度の分を見ると、人件費はどうかというと、物件費に関してかなり増額されております。20年度、ある意味ではちょっと過度な事務経費の削減と私には総体的には見えるんでありますが、これが何か影響を与えたようなところはあるんでしょうかというのが4番目の質問でございます。

以上、この4点をお尋ねします。

○片田座長 ありがとうございます。

それでは神作先生、お願いします。

○神作委員 それでは私からも一つ総論的なこと、それから3点各論的な点をコメントさせていただきます。

まず第1点は、毎回申し上げていることでございますけれども、実績評価というのはあくまでも法制度ですとかインフラをつくるということ自体を評価するのではなく、それが実際にどれくらい有効かつ効果的に機能しているのかとを見るということでございますけれども、例えば私、昨日たまたまドイツ金融庁の活動実績報告書というのを見てきたのですけれども、やはり真っ先に書いてあるのはその年度に金融制度についてどのようなインフラ整備がなされたか、そのための法改正、新法の制定についてまず記述がなされ、その後に各論的な事項についての説明と分析があり、それから全体を通じて横断的な事柄について説明するという3本立てで構成されておりました。金融庁の任務として、インフラ整備という観点から評価をすることが必要なのではないかということをもまず総論的な問題としてご指摘させていただきます。

続きましては各論的なことでございますけれども、第1は決済システムの整備に関する項目、169ページ以下でございます。2008年秋のリーマンショックで決済システムが正常に機能するかどうかが非常に問題となったわけでありましてけれども、逆説的な言い方ですけども、これだけの危機でありながら、日本の決済システムについてそれほど大きな混乱はなかったということは、普段目立たない存在ではありますけれども、決済システムの整備がきちんとなされていたことが実証されたということではないかと考えます。普段は陰になってあまり目立たないところでありますけれども、決済システムが着実に整備されてきたということが、リーマンショック後の決済システムの危機の中でも大きな影響を受けずに済んだという一つの証ではない

かと思えます。そういう意味では、決済システム整備について評価が単年度においてもAとなっており、端的な結論においても類型Ⅰとなっておるのは誠に適切なことかと思えますし、従来の評価も正しかったということだと思えます。

また、決済関係では、特に私が専門にしているところでございますと、株券の完全ペーパーレス化というのは大変意義のあるしかし困難な事業であったと思えますけれども、1月5日に施行されて以降、現在のところ極めて円滑に実施、遂行されていることも、大変高く評価できるのではないかと思います。

続きまして各論の第2点でございますけれども、自主規制との関係でございます。

ページで申しますと132ページ以下、施策のⅡ-2-(2)でございますけれども、このところは単年度の評価がBということで、端的な結論としても第Ⅱ類型というところでございます。ちょっと順序が逆になりますけれども、132ページの主な事務事業の②から少しコメントさせていただきますが、コーポレート・ガバナンスの強化において取引所等の自主規制が非常に重要である。それに対する期待が高いというのは、135ページにありますように金融審議会金融分科会のスタディグループが打ち出した提言のみならず、経済産業省の企業研究会の報告書、それから経団連の報告書等々いろいろなところから自主規制に対する期待というのが挙げられているところであります。

ところが、他方で自主規制も幾つかの条件が整わないとうまく機能しないというふうに考えられていると思えます。例えば自主規制には、どうしても不透明になりがちで身内に甘いという傾向がありますので、それに対処するために自主規制においては公開性・透明性がとりわけ重視されなければならないとか、外部のシステムとの間のコミュニケーションといいますか、お互いのシステムの間でのフィードバックが必要だということが言われていると思えます。取引所に対する期待が高まるのと同時に、自主規制がさらに機能するというための一層の後押しと、周りから監視することが必要かと思えます。

①が金融ADRで今年の6月に立法化がなされたところでありますけれども、これも恐らく私の理解ではこれまで立法せずに自主規制でうまくいくのかどうかを見守ってきたところやはりなかなか機能しないという自主規制の限界が明らかになって、ついに立法的に一定の手当てを講じたものと理解しております。このように自主的な取り組みについては、単に後押しをしたり監視をするというだけではなく、場合によっては立法的な手当ても含めて見直していくということが必要かと思えますが、そのような観点からすると、金融ADRについては立法がなされたという点の評価に関して、第1点に述べた評価の対象ともかかわるのですけれども、評

価はBと厳しくなっておりますけれども、そのような立法的な手当てをしたということ自体、少なくとも自主規制との関係においては、もう少し高く評価してもいいのではないかという点が各論の2点目でございます。

最後に課徴金制度について申し上げたいと思いますけれども、123ページ以下、項目で申しますとⅡ-2-(1)でございます。

課徴金制度については適用範囲が拡張されたり、それから課徴金の金額水準が引き上げられるということで、エンフォースメントという観点からは大変歓迎すべきことではあるのですが、他方、実務の方のお話を伺っておりますと、課徴金の適用範囲の拡大や金額の引き上げによって、実務における活動に対する萎縮的な効果をもたらすおそれがあるのではないかという懸念を相当強く伺っているところでございます。

そのような観点から運用の状況を見ますと、それほど実務の方が懸念されるような混乱するような適用、運用のされ方はしていないのではないかという印象を持ちましたけれども、しかし課徴金の運用、適用につきましては、さらに中長期的な視点からも実務に対する萎縮的な効果と、それからエンフォースメントという両者のバランスをとりながら、注意深く点検し、改善すべき点等がございましたら改善して頂ければというふうに思う次第でございます。

以上でございます。

○片田座長 ありがとうございます。

それではもう一人、富田委員、お願いいたします。

○富田委員 まず、評価書全体としてはこれまでの経験も踏まえられて随分洗練されたものになっているというふうに感じます。私は4点、感じた点を申し上げたいと思います。

最初は、全体の4番、施策のⅠ-2-(2)国際的な金融監督のルール策定等への貢献というところでありまして、今回の国際的な金融危機に対しまして、日本の90年代の経験を欧米に伝えるべきだということがよくマスコミとか政治家がおっしゃっていたわけでありましてけれども、実際、欧米の当局の動きというのが極端に振れてしまっているというふうに感ずるわけですが、そういう規制強化の動きに対しまして我が国政府の、金融庁の存在感という観点から見た場合に、もっと積極的に自己資本規制などについて発言することがあってしかるべきであったのではないかなというふうに思います。

それから2番目は、Ⅱ-2-(1)の課徴金の問題でありまして、先ほど神作先生おっしゃったこととも関係いたしますけれども、このところインサイダー取引とか有価証券報告書の虚偽記載を中心にいたしまして、課徴金の事案が非常に多く見られます。それはそれでいいんで

すけれども、それがこういうことは絶対見つかるんだということをもっとうまくアピールする方法が何かないのかなど。つまり、検挙件数が多いことで抑制が働くというよりも、課徴金を厳しくしようとしてもなかなか刑事罰との関係でできないとすれば、何か別途より有効な方法があるのではないかな。例えば業界とか自主規制機関とか取引所とかと、もっと連携していくということも考えられるのではないかなというふうに思います。

それから3番目は、全体の通し番号20番でⅢ－2－（2）でありまして、地域密着型の金融の推進と中小企業金融の円滑化というところであります。

この施策に対しましては、信用保証協会による30兆円の保証というのが行われたということが極めて大きな影響を与えていると思われます。この信用保証というのは、信用供給の円滑化に対しては大きく寄与するという一方で、地域密着型の金融への取り組みということにどういう影響を与えたかということをいろいろ検証する必要があると思うんです。この保証が借り手の中小企業だけではなく、貸し手の行動、特に業態間のさまざまな競争といったことにも大きな影響を与えているように思われます。これらがやはり金融行政にも影響を与える面があると思われますので、これらの検討が必要であろうと思われます。

それからもう一点は、21番のⅢ－3－（1）金融行政の透明性の向上ということに関係いたすこととあります。

この2年間、ベター・レギュレーションといったこと、あるいはプリンシプルということと金融行政が進められてきましたわけです。非常にこれらの言葉も定着していたように思うんですけれども、これらが具体的にどのような成果を上げてきたのかということを経括検証して、その上で同じキャッチフレーズのもとで政策を進めるのか、それとも新たな基本方針を打ち出すのかといったことを、こうした方向性を市場参加者や利用者に提示することが必要ではないかというふうに思われます。

我が国において、プリンシプル・ベースがいいのか、ルール・ベースがいいのかということについては、やはり引き続きいろいろな検討も必要な感じがいたします。こうした全体の方向性を示すということも重要だろろうと思われます。

以上、4つ申し上げましました。

○片田座長 ありがとうございます。

それではただいま田辺先生、神作先生、富田先生からご意見の発表がありました。それから、吉野先生から文書での提出がなされております。4人の委員の方々に対する当局側のご回答、ご見解をお伺いしたいと思われます。

○木下証券取引等監視委員会事務局長 課徴金についてご指摘がありましたので、最初にお話を申し上げたいと思います。

課徴金の案件が急増しておりますが、内容面で見ますと、相場操縦事案であるとか、あるいは開示事案、こうしたものが目立つものになっています。これは、犯則調査、刑罰を科すようなものとして立証しようとするのと、なかなか難しいので、法の網の目をくぐりやすいような類型であったというふうに考えられますが、これが課徴金という制度の運用によりまして公正性を保つための措置が随分できるようになったというふうに考えております。

しかし、そのことは一方で萎縮をもたらすのではないかとというご指摘については、そういうことであってはいけないわけですので、私どもとしては、課徴金事案ができました場合には、その内容をまずきちんと報道して頂くということが出発点だと思います。それに加えて、こうしたものについては課徴金の対象になるんですよということをきっちりわかっていただくということで、今年で2年目になっておりますが、課徴金事例集というものをつくって、いろいろ外に向けてPRいたしております。どういうルートでPRするか、あるいはバックグラウンドにある考え方をどう説明するかということにつきましては、委員長以下私ども手分けして講演等を行っておりますが、より一層広範な方々、発行体、投資家の方々にご認識頂けるよう、さらに努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○片田座長 ありがとうございます。

○油布政策評価室長 1点、私のほうから「おしえて金融庁」のアクセス件数のお尋ねを田辺先生から頂きました。

189ページにまさに表がございますけれども、一つは18事務年度に金融庁ホームページの中で金融教育に関する部分の大幅な増強とリニューアルは行ったということで、あわせて18年度には「はじめての金融ガイド」というふうなカラー刷りの比較的読みやすいパンフレットなどをこの年から各学校に送付するというふうなことを始めた年でありまして、18事務年度、その成果があって57万5,000件ということで非常に件数が伸びたわけでありまして、翌年19年度になりますと48万件ということで、去年の夏の段階で私がここの話を担当課と話をしたのを覚えているんですけども、ホームページの改訂の効果というのが去年はあって、今年は平時に戻ったのかなというふうな認識でございました。それが1年前であります。

今回、件数で見ますとまたさらにもう少し減ってしまいまして、39万5,000件というところで、ここのところの見きわめが残念ながらちょっと18年度のウェブ改訂の効果が単になくなっ

たということなのか、あるいは金融教育に対する関心の高まりというのがややちょっと引いてきているということがあるのか、こここのところの分析はできておりませんが、担当のほうにお伝えして、そここのところをどういうふうにかえたらいいのかよく整理してみるように伝えたいと思います。

○片田座長 ほかにございませぬか。

○白川国際室長 国際室長でございます。富田委員から、それから書面で吉野委員からも国際的な金融監督のルールづくりでの日本の関与の件につきましてご指摘を頂きました。

私どもとしましては、富田委員のご指摘を十分理解できるところでございます、今回の危機に対して欧米当局が中心となって今、危機後の国際的な規制体系の構築に向けての議論が進んでいるわけですが、その中でやや規制強化の色彩が濃くなりつつあることは認識をしております。それに対しまして、我が国の90年代の金融危機の経験も踏まえつつバランスのとれた規制の構築に努めるべきだという主張をこれまでしてきたところでございますが、今後ともそういう努力は続けていきたいと思っております。

また、ちょっと存在感が低いのではないかとご指摘もあつたわけですが、私どもとしては前佐藤長官が「ファイナンシャルタイムズ」に投稿するですとか、国際会議の中だけではなくそれ以外での発信にも意を用いてきているつもりでございますし、担当の配置につきましても新しく国際担当審議官を局長級に格上げするですとか、担当者もできる限り経験を重視した配置をするなどの努力を行ってきているところであります、ご指摘を踏まえて引き続き努力してまいりたいと思っております。

○片田座長 何かご発言がございましたら。どうぞ。

○遠藤総務企画局総務課長 総務企画局の総務課長でございます。

マクロデータの人材育成に関して吉野先生の文書がございますので、それについて一言ご説明させていただきます。

金融庁でも当然に、このマクロの視点を持った専門人材の育成あるいは確保ということを考えております。まず育成ということに関して言えば、研修などをいかに充実させるかということでございまして、これは具体的に例えば市場動向分析をどういうふうにするのかといった専門的な研修の新しい科目、あるいはコマ数を増やすなどのことをやっております、できるだけマクロの視点を持った人材を育成しようとしております。

それからあと人事交流でございますけれども、例えば日本銀行との連携を強化いたしまして人事交流を行っていることとありますとか、それから官民交流法という法律がございまして、

実際にもうマクロの例えば市場分析などを行っている民間の方々がおられますので、そういう方々に即戦力というような形でこちらのほうに来て頂くという形の採用などを行っております。

ということで、まさに吉野先生のご指摘にありますようなマクロデータの分析専門者の育成、あるいは確保ということに関しては引き続き積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○片田座長 森本局長。

○森本検査局長 検査局長の森本でございます。

まず、吉野先生からご指摘頂きました検査の質の不断の見直しという点でございますが、これは私ども検査部局に対します非常に中心的な課題だというふうに認識しております。

それで現在、私ども検査の質的向上ということで重要なリスクに焦点を当てた検証でありますとか、金融機関の自主的改善につながるような納得感のある評価・指摘といったことを重点事項にして検査に取り組んでおるところでございます。

私、前任が国税局にいたということもありまして痛感するのでありますが、行政の第一線のレベルを維持・向上させるというのは今非常にチャレンジングで根気の要る仕事だというふうに認識しておりまして、まさに不断の努力を積み重ねることが重要ではないかというふうに考えております。具体的には、ただ号令をかけるだけではそういうことは確保できませんので、検査を実施した後のモニタリングでありますとか、あるいはフロント、実際に検査に行く検査官だけではなくて、我々バックと呼んでおりますが、それを支援する部隊、そこに事前の分析等を充実させるといった施策をかみ合わせまして、ご指摘頂いているような検査の質の向上というのに取り組んでいきたいというふうに考えております。

それからもう一点、富田先生からご指摘のありました例の30兆円の緊急保証、これが地域密着型金融に与える影響ということなのですが、我々まだあまりきちんとした分析ができておるわけではありませんが、最近の検査で見えておりますと、かなり金融機関で取り組みにばらつきがあるという印象を受けております。非常に積極的に取り組んでおるところは緊急保証の見込み先リストのようなものをつくりまして非常に効率的に推進しているところもある一方、緊急保証に対して非常に消極的で、例えば金利を低くしなければいけないわけですが、そういう金利では貸せないから緊急融資保証はうちではあまり取り扱わないんだというような対応をしておるところもあるという事例もございまして、かなりその辺に取り組みに差があるという印象を受けております。

また、これは業態間でどうかということにつきましては、まだあまり十分検査ですので分析できておりませんが、いずれにせよ富田先生のご指摘を踏まえてさらに分析・検討したいと考

えております。

以上でございます。

○畑中監督局長 富田先生から、市場参加者や利用者との関係で、この1年やってきたベター・レギュレーションを総括・検証して次にどうするのか提示することが必要ではないかとのご指摘がございました。

検査も監督も同様でございますけれども、この1年、大きな金融危機の中で私どもなりにフワード・ルッキングな対応ということを心がけ、かつ金融機関との間で課題認識を共有して、双方向の対話ということを非常に重視をしてやってまいりました。

これは私どもとしては、かなり成果があったというふうに思っております。監督対象先、あるいは検査対象先の金融機関がどう思われているのかわかりませんが、恐らく基本的には評価を頂いていると思いますので、来事務年度の検査も監督も同様でございますが、ベター・レギュレーションについてはさらに強化をし、進化をしていく。100%ということはありませんが、常にその時代に応じて精度・質を高めていく必要があります、両行政についてベター・レギュレーションを基本に据えるというのが現段階での私どものスタンスでございます。

それから、ルール・ベースとプリンシプル・ベースについてのお尋ねですが、これは例えば銀行監督でもどちらか一方だけでやるというわけではございませんで、当然、プリンシプル・ベースとルール・ベースのベストミックスというのが大事でございます、金融機関としての基本動作が劣っているところはルール・ベースでかなりきつくやらなければいけません、それをクリアしているところはむしろ自主性やインセンティブというのがより重要なキーワードになってくると思います。この辺はまさに最適なミックスと申しますか、組合せということのを個々の金融機関の状況に照らし合わせて考えていくということだろうと思っております。

それからもう一点、地域密着型金融、中小企業金融の円滑化との関連で、緊急保証の30兆円のお話がございました。これがリレバンにどういう影響を与えたかということですが、これは実はなかなか悩ましい問題提起でございます。少なくとも一つ言えますのは、つい先ごろ、リレバンについて監督局で借り手のほうの評価についてアンケートを行いました。前年度と比べますと5割以上の方が、金融機関のリレバンに関する取り組みについては積極的であるという評価を頂いております。前の年より増えております。したがって、この1年、緊急保証が入ったからリレバンの推進が何かブレーキがかかったというようなことは、総体としてはないんだと思いますが、個々のミクロの融資行動を見ますと、中にはまずは緊急保証でやってください、

それがいっぱいになったらプロパー貸しですというようなことで対応している金融機関もないわけではございません。緊急融資には信用リスクがありませんので、貸し手としてはある種合理的な行動かもしれませんが、借り手の資金需要からすると両方必要な場合も多いわけです。緊急融資も必要ですし、プロパー融資もほしいと。プロパーについては従来以上にこういう厳しい環境の中では相手先企業の実態をきめ細かく見ていくということが必要になってきております。検査・監督を通じてこの1年で債務者をよく見るということは相当金融機関側にも浸透してきているように思いますが、これで十分だということには必ずしもならないわけではございまして、引き続き各企業の実態をきめ細かく把握をして、それに応じてリスクをとる場合とリスクをとれない場合をきちっと峻別をするということが各金融機関に求められると同時に、それに加えて借り手先企業に単にお金を融通するだけではなくて、その企業が付加価値を高めるような金融サービス、あるいは非金融サービス、財務助言でもいいですし、いろいろなコーディネーションでもいいですし、ニーズやシーズの情報の提供等々。こうした面でもっと金融機関側の積極的な取り組みを促していく必要があるというふうに考えております。

それから、吉野先生から文書で頂きましたミクロの監督・検査と同時にマクロのシステムミックリスクなどへの対応が迅速に行える体制を忘れないでほしいということで、これはご指摘のとおりでございます。

私どもも個別行ベースでの対応に抜かりがないようにすると同時に、金融システム全体にリスクがどのように集中しているか、あるいは波及しているか、かつそれが外から来る場合にはその辺も目配りをしていくということが非常に重要になってきておりますし、また実体経済からの金融システムへの影響ということについても感応度を高めてその影響を先読みしていく必要があるということは非常に強く認識をしているところでございます。

ただ、この1年、金融庁におきましては既に、例えばサブプライムや証券化商品について世界に先駆けて必要な保有状況、リスクの状況を公表するというような形で過度の不安が醸成されないように先手、先手の対応をとっておりますし、今後とも日本銀行とよく連携をして実体経済と金融システムの相互の影響、あるいは個々の金融機関にとどまらないシステム全体に影響するようなリスクの所在、動きについてよく把握し、先手、それこそ先を読む行政対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○氷見野監督局総務課長 田辺先生から認定投資者保護団体の認定をしたのはいいけれども、その後、利用状況は実際にはどうなのかというご質問を頂きました。

苦情・紛争解決の支援をした件数についてご紹介させていただきますと、認定投資者保護団体である生保協会、損保協会、全銀協及び信託協会の4団体全体で145件という実績になっております。

○内藤総務企画局長 私から、まず神作先生からお話がありました点で幾つかお答えをさせていただきます。

まず第一に、決済清算システムの整備という点についてです。

これは現在、今回の評価書は20年度という形になっておりますので、実は非常にこの切り口というのが全体の評価というのが難しいというところがございます。まさに問題が進行中でありまして、先ほどご指摘がありました株券の電子化については評価を頂いたところで非常にありがたく思っておりますけれども、おかげさまで今年ソフトランディングでスタートいたしました、その後も特段の問題ございません。ただ、株式市場全体が非常に出来高が薄くなっておりますので、今後、市場の急変時に大きな負荷がかかるというようなときにどうか、あるいは今後のそれぞれの株式名簿の提出時、そういったところでのきちっとしたものができるのかどうかというところで幾つかの今後のテストというものが当然ながらあると思っておりますので、それについては引き続き注視をしていきたいというふうに思っております。

電子化については、株券の電子化ということでこれまでの長いプログラムというようなものの一応のペーパーレス化については達成ができたのかなというふうに考えておりまして、現状を見ますと世界的に見ても、この分野においてはもう先進的な立場に来ているというふうなことで考えております。今後については、この制度の円滑な運営ということに努めていきたいというふうに思っております。

清算システムについては、非常に我々も昨年以降、特にリーマンショック以降、清算のシステムについての状況を見ますと、正直申し上げて若干の危惧等も発生するような局面もございました。ただ、取引所制度、あるいは清算システムというものがきちっとカバーしている分野についてはやはり問題なく処理が最終的にできたというふうに思っておりますが、他方そうでない分野については特に店頭市場になりますけれども、それについては必ずしもそうでないということもありましたけれども、今後についてこの分野については各国とも強靱な制度をつくっていくという方向で今検討中でありまして、日本もこの1年間の経験を踏まえながら日本独自の問題がございますので、それについてはさらに強化した形で今後の制度整備を諮っていききたいというふうに思っております。

それから、自主規制の問題ですけれども、私ども自主規制については取引所による自主規制

ということでそれぞれ努力をして頂いておりますし、先般の金融審のスタディグループの取りまとめを受けて、これからは特に第三者間同士のファイナンスの不正の問題、それから企業のガバナンスの問題、それから機関投資家による議決権行使、そういったものの方針というものが開示をされるといったことについて、取引所の規則で行う、あるいは自主規制でそれぞれの業界の団体で自主ルールをつくってもらう。それからまた、法令に基づきます開示規制といったものもあわせてやっていく。それぞれの分野に応じてやっていくことによって、マーケットの透明性を高めていく、公正性を高めていくという形の基盤づくりをしたいというふうに思っています、21年度についてはさらなる対応というのをまた引き続いて行っていくべきであるというふうに考えております。

それから吉野先生の頂いたコメントで、金融業の国際競争力の強化、金融分野での国際競争力の発揮の中での競争力の強化、こういう部分でございますけれども、これについては施策のⅢ－２－（１）というところに書かせて頂きまして、各般の金融制度改革の中でファイアーウォール規制の見直しであるとか、あるいは銀行・保険グループの業務範囲の拡大、協同組織金融機関の業務・組織のあり方についての検討等を行ってまいっております。

この分野については、今の世界の金融制度改革論議というのを考えますと、ややもすれば規制強化、それから市場取引というものについてはかなり制限を加えていく、こういうような議論が他方でかなり強くなっておりますけれども、他方日本の現状を考えますと、やはり競争力強化という目標というのは金融庁はこれまで掲げてやってまいったわけでありまして、これは必ずしも今申し上げたような市場の安全性というものを確保するそういう制度と矛盾するものではございませんので、中長期的な目標として引き続きこれを続けていき、かつシステムの安定についても配慮していくというような形で、今後ともこの問題については対応していきたいというふうに考えております。

○片田座長 ありがとうございます。

あと漏れた問題については後程総合的にご意見を頂きたいと思えます。

それでは、島崎委員からご発言頂きます。

○島崎委員 初めての会議ということで、頂いた資料を一通り目を通してきました。

金融庁の関係の仕事をいろいろさせて頂いているんですけども、網羅的に見させていただいたのは初めてです。これを読んだ印象を申しますと、P D C Aサイクルというか、企業でもやっている計画を立ててそれを評価して次のアクションにつなげるということをきっちりとされているし、それぞれの施策について次の打ち手が何かということも非常に明確になっている

と思います。評価も非常に客観的で公平な評価になっているのではないかというのが私の全体に対する印象でした。実はここまでやっているとは知らなかったですが、一般の人たちもあまり知らないのではないかなと思います。もう少しPRしたら、さらに金融庁の仕事に対する理解が一般の方に深まるのではないのかなと思った次第です。

この中で、少々細かい話になりますけれども、コメントをさせて頂きたいと思います。一部は質問ですけれども、施策No左の番号6と10と12と17と18について申し上げます。

まず、6の施策211、80ページに金融商品取引法の整備及び円滑な運用の中での内部統制報告制度について記述がありまして、右のほうに評価があります。書かれておりますように基準の明確化ということでガイドラインが出され、あるいはQ&Aを出すなど基準の明確化を進めたということで、導入がスムーズにいったということでございます。まさにそのとおりだと思いますが、我々というか、企業で実際に報告書をつくるサイドからしますと、若干混乱があったと思います。

11の誤解に対する説明とかQ&A形式のものも出ましたけれども、そういうものが公表された段階においては企業サイドにおける実務作業が相当走っていたと思います。これは日本人の気質もあり又、監査法人とかコンサルティング会社が早くやらないと大変だよというようなアドバイスもあり、まじめな会社、意欲的な会社ほど先行していて、結果として後戻りもしたというようなことがあったと聞いています。この辺のところについては今後IFRSの導入もありますので、同じ轍を踏まないような工夫が要るのかなと思います。

内部統制報告制度については、企業サイドでは企業の持続的な成長を図るための経営の質を高めるということで、企業自らの問題としてとらえてやっているわけで、適切なコストであれば当然そのコストを負担して取組むということは当然のことだと思います。ただ、その進め方についてタイムリーな指導、ガイダンスがあればよりよかったのではないかと思います。

次に、10番の施策の221であります、125ページに課徴金の事例集の公表をされたという説明があります。これは市場の参加者に対して自主的な規律づけをするということで効果があったということですが、このような情報共有はぜひとも積極的にやって頂きたいと思います。

また、自主規制機関である東証とか大証、名証が上場会社の役員、部長クラスを対象にインサイダー取引のセミナーを開き、たくさんの参加者があったということですが、こういうことも継続して取組んでいくことが必要だろうと思います。

それから、ここには書かれていませんが、課徴金を科せられた中にはうっかりしてインサイダーの違反をしてしまったようなケースがあったと思います。一つの例としては子会社の解散

について重要事実に関する軽微基準がないということで、すべての子会社の解散が対象になるということがありました。これについてより実態的な見直しをして頂くことで金融庁にお願いをし、非常にタイムリーに適切な対応もして頂いたと思います。M&Aなどの企業活動に支障を来すようなことも起こっていましたが、迅速に対応して頂いたと思います。

次に12の市場の透明性確保に向けた会計制度の整備についてであります。これは評価がBからAに評価されているということで、ここに書かれていることがまさにそのとおりであろうと思います。

短期のコンバージェンスの項目を終了した昨年12月に欧州から同等性の評価を得たということですが、これは金融庁が中心になって進めてきたことであり、高く評価されるべきものであろうと思います。

また、この4月に国際会計基準委員会財団をオーバーサイトするモニタリングボードが設立されましたが、メンバーはアメリカのSEC、欧州委員会、それに日本から金融庁ということで、三大資本市場の一角として日本が重要な位置を占めています。先ほど国際金融の面での我が国の発言権、主導権という話がありましたけれども、会計の面においてはかなりの主導権を発揮できているのではないのかと思います。今年2月に我が国における国際会計基準の導入に向けた中間報告案が公表され、4月にモニタリング・ボードがスタートし、6月にパブコメを踏まえた報告書が出たということで、そういう流れの中で日本が表舞台に出つつあるという状況であったと思います。

それではこれからどうするのかということについてですが、140ページの効率性のところで、コンバージェンスの対応を進めていくと書かれています。「経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に対し、現在有する資源を最大限かつ効率的に活用していると考えています」と書いていますが、これからどういう方向でいくのかということを考えなければいけないのだらうと思います。コンバージェンスの短期的な項目は一応終わり、中期的なものは、2011年6月までにある程度コンバージする予定ですが、その先の問題、つまり現在改正が検討されている金融商品会計の見直しなどの、ムービングターゲットに対してどうしていくかという課題があると思います。一方ではアドプシヨンの話がある訳で、投入できる人材が限られている中で、どの辺に重点を置いてどう進めていくか、今年度の評価はAでいいと思いますが、来年度以降の進め方については更に検討を要するのではないのかと思います。

次に、17の専門性の高い人材の育成であります。179ページに今後の課題とあります。今後の課題のセカンドパラグラフ「また」というところではありますが、公認会計士の試験には合

格したけれども、合格者の経済社会における活動領域の拡大は進んでいないという点についてです。公認会計士法を改正して公認会計士の数を増やす議論を行ったときに、活動領域をアメリカのように拡大することを想定して議論した記憶があります。公的のところ、あるいは民間企業においても会計士の有資格者が今以上に活動してもらおうというねらいがあって合格者の数を増やすということを決めたと思います。しかしながら、監査法人に就職するために会計士の試験を受けるという意識がいまだに強いと思います。その辺の意識の改革は金融庁が中心になってこれから検討されると聞いています。我々産業界も会計士の資格試験合格者を定期的に採用していくような工夫を凝らすことも必要なんだろうと思いますが、まずは試験を受ける人の意識の問題、自分たちの活動領域を自分で狭めないような意識を持ってもらうことが必要なのではないかと思います。

次に、最後になりますが18の個人投資家の参加拡大についてです。これは過去3年間見てもBで、かつ類型がⅡということで改善がないということです。何をもって改善するかということでもありますけれども、個人の金融資産を貯蓄から投資へという流れを確かなものにするということだと思います。現下の金融情勢、株式マーケットのクラッシュ等々考えますと投資しなくてよかったのではないという短絡的な結論という見方もありますが、個人の金融資産は、特に高齢社会を迎えて年金などは10年、20年のタームで考えなければいけないということですから、企業の成長の果実を享受できるような形の投資が好ましいんだろうと思います。このグラフでは個人の投資家が増えていますが、個人の持ち株というのは増えていない。単元株の見直しなどによって個人が株式を買いやすくなったということで個人株主数は増えていますが、個人投資家の保有株数は増えていない。個人の金融資産が貯蓄から投資へということは、これを10年ぐらいずっと言ってきたわけですが、なぜそうならないのか、私は本当の理由がわかりません。政策が悪いとか、制度が悪いということでもないと思います。日本人の気質とかそういうことに原因があるのかもしれない。その辺のところをよく考えないといけないのではないか、日本の個人の気質に合ったような金融商品を開発するとか、そういうこともまた必要かもしれないと思います。

翻って、日本の最大の機関投資家である生保等々の資金の運用を見ても、債券での運用に比べてエクイティ投資のポーションが極めて低い。プロがマーケットのリスクをとらないのに個人がリスクをとれるのかという問題があるわけで、その辺のところにも矛盾もあるのかなと思います。この問題について私はどうしたらいいのかわかりませんが、引き続き検討して頂く必要があると思います。

以上です。

○翁委員 全体として非常によく整理されていて読みやすく、評価にも特に違和感ございませんでした。4点ほど感想を述べたいと思います。

1つは、ベター・レギュレーションについてで、これは216ページとか、あと検査のところについては44ページあたりに書いてあるところです。

私はベター・レギュレーションの取り組みは、随分浸透してきたというように思っております。特にここでも指摘がございますが、金融検査指摘事例集とか、あと金融庁のホームページを開けますと、ベター・レギュレーションのところが非常に充実したいろいろな情報が入っています。やはり企業とか金融機関のニーズとか法令をどう解釈すればいいのか、といった疑問に対してできるだけタイムリーなQ&Aとか情報開示を今後もぜひ心がけて頂きたいと思えます。そこは随分充実してきているのではないかというように感じました。

それから、44ページの真ん中辺のところにベター・レギュレーションの考え方をかなり検査部局全体に浸透させるということを取り組んできたと書いてあります。たしか去年、畑中局長がまだ7割ぐらいというようなお話があったかと思うんですけども、これはかなり定着してきたというご評価なのか、そのあたりもちょっとお伺いしてみたいと思っております。

検査に関しましては、意見申出制度ですとか、検査局の幹部の方とか財務局の幹部の方が検査の後に行かれて意見を聞かれるという制度を取り入れられていて、大分活用されていると思うんですけども、そういったこともかなり意味を持っているのではないかと思います。どういうふうにご覧になっているかということもお伺いしたいと思います。

先ほども金融庁の局長の方からご説明があったんですけども、私もできるだけこういった取り組み、特にフォワード・ルッキングとかリスクオリエンティッドというような考え方でやっていくということについては、ベター・レギュレーションのすぐれているところで、これは金融危機の対応には重要な部分でございますし、ぜひそういった取り組みを続けて頂ければと思っております。

ただ、例えば検査マニュアルとか監督指針の簡素化とか明確化ということも金融庁のほうとしては一応やりますよと言っているのになかなか民間の金融機関のほうからはそういった申し出が出てきていないように見えております。ベター・レギュレーションに向けてコミュニケーションを強化されておられますけれども、恐らく監督される側とするほうの認識ギャップもあるんだろうと思えますが、そういったギャップを埋めていくことをより一層今後も進めて頂ければというふうに思っております。

ベター・レギュレーションについては、検査のところで書いてあるところと216ページのところを書いてあるところがございまして、両方に分かれていますのでうまくこちらにも書いてあるということがわかるようにして頂けるといいかなというふうに思いました。

以上がまず、ベター・レギュレーションについての感想や質問でございます。

それから2点目でございますけれども、監督のところに金融機関の健全性についての評価が34ページあたりに出ておりまして、基本的には不良債権比率とか自己資本比率を見ても健全性を維持されている。このとおりになんだろうというように思うんですけれども、いろいろな方が指摘されていますが、やはり金融機関、銀行のコアの自己資本に対して、株価変動リスクのウェイトが高い。大手銀行についてはまだまだ非常に高く、また地銀でも大手銀行ほどではないけれども、まだまだ高い。もちろん規制で株式の保有は大分減ってきていると思うんですけれども、こういった構造があるのでやはり少し株価が下がると、すぐに資金仲介のほうに非常に影響が出てくるということが繰り返されているという感じを持っておりまして、やはり銀行部門が株を多く持っているということは健全性の観点から問題ではないかと私自身も問題意識があります。

先ほど島崎委員もおっしゃったんですけれども、それは金融システムの構造として、よりリスクをとれる投資家を育てていくということが基本的に重要であると思っているんですけれども、そういった株価変動リスクについても問題意識として持っておりますので、そのあたりについてどういうお考えなのか、お伺いしたいと思っております。

それから3点目でございますが、これはまさに富田委員と同じことを申し上げようというふうに私も用意してきました、ちょっと重複してしまいますけれども、今回緊急保証枠が出てきてかなり信用保険が活用されているわけございまして、これはこれとして危機に当たっては非常にセーフティーネットとして機能したと思っているんですけれども、一たんそういった信用保証によって融資を実行した後の借り手への対応というのがやはりポイントであると思います。どういう支援をしていくのか、まさにさっきおっしゃっておられましたけれども、やはりリレバンの精神を踏まえて取り組むということが本当にできているのかというのがかなりばらつき、地域ごとに見ても信用保険の事故率というのはかなり違います。

責任共有制度が一たん入ったところで金融機関はあまりそれを活用しなくなった。緊急保証で全然リスクをとらなくてよくなるとやり始めた金融機関もあるというような話も聞きます。信用保険制度を先送りの的に使ってしまうと国民のコストにもつながりますし、一方でリレバンという点でも大事なことだと思いますので、金融庁も少し監視していく必要があるのではない

かと思っております。

最後に4点目ですが、いろいろな先生がおっしゃったことで、監督の見直しということでマクロ的な視点からこれから力を入れて取り組まれていると思いますけれども、ぜひ取り組まれて、国際的にもどんどんプレゼンスを高めて頂きたいなというように思っております。

38ページにリスク分析参事官室というのをつくりましたということがございまして、ここでいろいろなマーケットの状況というのを分析されていると思うんですけれども、やはりこれまで金融庁はミクロの金融機関の健全性というのが基本的な主軸にあったと思いますが、今後はどこにリスクがあって、それがどういうふうに顕在化する可能性があるか、どういうふうに波及していくか、マクロ経済等の影響はどうか、それからマーケットそれぞれも国債市場なんかは市場流動性がどのくらいあるのかというのが分析もされていますけれども、他の金融商品のマーケットを個別に見ていくとそこの市場流動性がどうなっているのかとか、市場の特性についてもやはり危機の波及経路などを考えたときに分析が非常に重要になってくるんじゃないかと思っております。そういった点について分析を深めて活かして頂きたいというように思いますし、あとプロシクリカリティの話というのは、実は日本の金融庁などが以前からバーゼルの中でも随分主張されてきたというふうに伺っておりますし、まさに日本の金融危機でいろいろ経験したことを今後のプロシクリカリティの緩和の議論とか、あとまた流動性のリスクをどういうふうに考えていくかといったマクロ・ブルーデンスの観点からの自己資本比率の改正ということについて、ぜひ国際的に貢献してプレゼンスというか、まさに貢献をして頂きたいなというように思っております。

以上でございます。

○片田座長 ありがとうございます。

それでは、私から3点ばかり申し上げたいと思います。

まず最初に、I-1-(2)金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査、監督の問題でございますけれども。

前回は私申し上げましたが、昨年秋の世界的な金融危機以来、日本でも非常に多くの企業、大企業でも同じでございますけれども、急激な資金繰りの悪化に直面いたしました。普通社債など金融市場が正常に機能いたしませんで、頼れるのは日本の銀行、保険だけだという状況になりました。こうして大企業が銀行融資に殺到いたしました結果、中小企業への融資が回りにくくなったわけですが、その際に政府が中小企業に対して手厚く大規模な流動性対策を実施されたことや、あるいは日銀の金融支援、これも極めて有効に機能したことによって当面

の難局を乗り切ることができたと評価しております。

しかし、資本市場をいかにして安定的に機能させるかという課題はまだ残っております。現在は景気が既に底を打ったという見方が一部にございますけれども、企業経営者の大半は今後の景気回復のトレンドについて、V字型ではなくてU字型あるいはL字型の回復を予想しているところがございます。

すなわち景気は底を打ったものの、しばらくは底ばいの状態が続くと思われるわけでございます。特に地方におきましては、深刻な状況がまだ変わっていないという認識でございます。そのような状況にございますので、特に中小企業への融資姿勢に関する地方銀行に対する監督あるいは検査に当たりましては、今後とも資金の円滑化が図られるように、地方金融機関そのものの体力も低下しており、かじ取りが難しいですけれども、中小企業に対して貸し渋りが起こらないように、もうしばらくが非常に重要な時期だというふうな認識でおります。よろしくご配慮をお願いいたしたいと思っております。

2つ目は、施策Ⅰ－2－（2）の国際的な金融監督のルール策定等への貢献に関してでございます。

今回のグローバル金融危機の対応として、国際的な金融監督ルールの策定に金融当局が積極的に参画し、中心的な役割を果たそうとしてこられた姿勢は、私は評価できると考えてきております。アメリカ、ヨーロッパの当局は、資本の秩序づくりを本格化させている段階でございます。特に金融機関に課する自己資本比率の厳格化については、設定次第で日本の金融業界などに大きな影響を与えかねないと心配しております。

例えば現在のバーゼルⅡ、B I S規制では「景気循環増幅のデメリット」も言われておるわけですけれども、ご承知のようにアメリカ、ヨーロッパでは相当数の銀行が国有化や公的資本注入が実施されております。一方、日本の場合には金融機関の損失が小さいという状況もありまして、逆にアメリカ、ヨーロッパの金融機関への出資、買収等行っておるわけです。三菱UFJのモルガン・スタンレーとの関係等がその典型的な例でございます。そのような状況ですから、自己資本について従来以上に充実が求められるのは当然でありますけれども、公的資金の扱い等含めて公平感のある基準づくりのために、金融庁として格別の力を尽くして頂きたいと思っておるわけでございます。

3つ目ですけれども、施策Ⅱ－2－（4）です。金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実に関してでございます。

ご承知のように各企業からの内部統制報告書が6月以降、順次提出されております。報道に

よりますれば、3月決算会社で重要な欠陥があると開示した企業は全体の2%であるというふうに言われております。さきに導入いたしましたアメリカでは、初年度16%の企業が欠陥があるという開示をいたしております。日米で単純に比較することはできないでしょうけれども、この大きな差をどういうふうに理解すべきなのか、どのようなご見解を持っておられるかお尋ねしたいと思います。内部統制報告書のレビューは引き続き行われるわけでございますけれども、それに際しましてどのような見方をしておられるかお伺いしたいというのが私の3点目でございます。

以上でございます。

それでは、初めの3人、吉野先生含めまして4人の方も含めまして当局側からのご見解、ご回答をお願いしたい。よろしく願いいたします。

○木下証券取引等監視委員会事務局長 翁委員のご指摘、それから島崎委員のご指摘に関連しまして、監視委員会のほうからご説明申し上げたいと思います。

ベター・レギュレーションの関連であります。市場監視行政の世界は、どうしても制度の立てつけ、従来の伝統からしましてなかなかベター・レギュレーションが浸透しづらいというような構造にあるということは残念ながらそういうことでございますけれども、私どもは、昨年来、その進展に向けまして努力を進めてきております。

まず、証券検査の分野におきまして、その業務につきまして全面的な点検のプロジェクトを行いまして、証券検査の進め方をかなり見直しております。具体的には、従来、個別の法令違反行為を指摘する、摘発するというような考え方がどうしても中心だったわけですが、それをリスク管理態勢であるとか、内部統制の態勢であるとか、こうした点に着目し、そうした点について検査官が検証した事項を経営者とよくじっくりミーティングをしていくと、こういうようなやり方でやっていこうとしております。またその際には、場合によって予告方式をとっていいこうというようなことも見直しの内容になっていきます。こうしたことを今後とも進めていきたいということがございます。

それからもう一つ、市場監視行政に関しましては、課徴金については、先ほどもご説明申し上げましたように、やはり情報発信が非常に重要だということですが、関係機関との連携が非常に重要ということで取り組んできています。自主規制機関における情報発信について連携をしていくとともに、自主規制活動につきまして私ども委員会のほうにご報告も頂きながら議論を進めて、私どもと自主規制機関を総合してより高い機能を果たすように工夫をしておるということでございます。

それから、金融庁との関係でございますけれども、もともと設立の経緯がありまして、執行を独立して行うことはとても大事なのですが、一方で、さっきご指摘ありましたような「うっかりインサイダー」みたいなものにつきましては、私どもから見ますとポリシー・マターであります。こうしたことにつきましては、金融庁との情報連携をよくやっていかなければならないと心がけていきたいと思っております。

以上でございます。

○片田座長 ほかにご意見、お願いいたします。

森本局長。

○森本検査局長 翁先生からご指摘のありました点でございますが、まずベター・レギュレーションの検査への考え方の浸透については、私の印象としては、考え方、意識は検査官にかなり浸透してきていると思います。ただ、実行が伴っているかといいますと、そこはまだかなり取り組む余地が多いと思います。具体的には重要なリスクに焦点を当てた検査に本当になっているのか、金融機関の自主的な改善努力につながるような指摘になっているのかという点については、さらに努力が必要だというふうに考えています。

それから、意見申出制度やモニタリングの効果という点ですが、意見申出につきましては、正直言いまして最近かなり減っております。これは従来から、評定などに対する意見申出と資産査定に対するものに大別しますと後者がかなり多かった訳です。最近、資産査定に対する意見の不一致というのが減っているものですから、そういうこともありまして、意見申出が相当少なくなっております。我々やはりこの制度を活用していかなければいけないということで、今年4月、意見申出できる期間を延長したり、そうした施策をとりましてこうしたチャンネルを引き続き活用したいと思っております。

それからモニタリングは、従来は必ずしも全件やっておりませんで、金融機関の側のいわば希望ベースでやっておりました。この場合、金融機関が希望を出すのは検査官に対する遠慮などがどうしてもありまして、そうした意味で現在の全件原則実施というのは非常に効果があるというふうに考えております。

それから、片田座長からご指摘のありました、地域の金融機関の貸し渋りが起こらないようにという対応でございますが、これは私ども今事務年度においても適切な金融仲介機能の発揮というのは、検査について申しますと、現在、検査基本方針策定中でございますが、引き続き重点事項として検証していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○畑中監督局長 翁先生から、株式保有のリスクをきちっと見るようにというご指摘がございました。

主要行も含めまして金融機関が保有するリスクのうち、株式が非常に大きなウエートを占めているというのが日本の特徴でございます。したがって、金融機関が直接保有する株式だけでなく、ETFを含む投資信託や退職給付信託をはじめとした年金資産のそれぞれに内在する株価変動リスク、これに十分注目をしまして、市場の変動に応じて発生する損益でありますとか、自己資本への影響を的確に把握をし、仮に万一リスクが顕在化した場合の財務面でのいわゆる耐性を含めて適切に管理をしているかということは、今年の監督方針における一つの重点項目にしたいというふうに考えております。

より広く金融機関の株式保有そのものの問題については、もう少しそれぞれの立場の皆様のご意見も承りながら考えていくべき課題だと思っております。

それから、信用保証を実施した後の支援についてよくフォローアップせよということでございました。これは信用保証協会の事故率も上がってきておりますし、民間金融機関の信用コストも増えてきておりまして、まさに今後の非常に重要なポイントであろうと思っております。先ほどの繰り返しになりますけれども、やはりそれぞれの借り手の本当の実力と申しますか、実態をどれぐらい的確に見きわめる力があるかというのが金融仲介業、プロとして期待される目利き力でございます。これはリスクテイクをするときもそうですし、リスク管理をするときも同じように求められるわけでございます。したがって、今ご指摘頂きました信用保証を実施した後のフォローアップについてもきちっと検証してまいりたいと考えております。

それから、片田座長から貸し渋り、特に中小企業についての貸し渋りが起こらないよう今後とも地域金融の円滑化に努力せよということでございまして、これは検査もそうでございますが、監督においても、リスク管理ということをきちっとやりながら最大限の金融仲介機能が発揮できるように金融機関に対して強く促してまいりたいと考えております。

○内藤総務企画局長 それでは、私からお答えをさせていただきます。

先ほど島崎委員からお話がありました幾つかの点でございますが、まず第1に内部統制報告書の導入ということで、これは私どもとしては昨年からのいろいろな声あるいは質問等もございましたけれども、これについては対応はほぼ円滑にできたのではないかと考えておりますが、先ほどまた片田座長からご意見がございましたので、後でその点について触れさせて頂きたいと思っております。

いずれにいたしましても、新しい制度というものを導入する上において、それをソフトラン

ディングしていくための前もっていろいろな説明を行っていく、あるいは注意喚起を行っていく、そんな形で円滑にこれを導入していくというのは、その問題、その問題に応じて非常に重要なことであると考えておりますので、今のご指摘を受けましてさらに努力してまいりたいというふうに思っております。

それから、会計の基準の問題で、同等性評価については高く評価すべきだというご意見もございました。そのほか、国際会計基準委員会に対するガバナンスの問題、あるいはモニタリング・ボディの設置等についての日本の位置づけということについてお話がございました。

私どもとしては、国際会計基準に対する取り組みというのは今後、これはコンバージェンスということなのか、あるいはさらにロードマップの中でのアドプションという国際会計基準を採用していくという方向づけを既に大まかな形ですけれども、明らかにしたということがございますので、先ほどの話とも関連するんですけれども、これを受けて関係者の問題意識の共有化を図りながら進めていきたいというふうに考えております。

この関連で申し上げますと、日本の会計基準設定主体でありますASBJ、その母体であります財務会計基準機構におきまして国際会計IFRSの導入に向けて関係者が集まって協議をするという母体ができたと。産業界、金融界、それから会計士協会、そういったところが集まりましてこのIFRSの導入に向けての体制整備を図るという体制ができて、既にその意見交換というのが始まっているということでもありますので、これに金融庁としても積極的に貢献していきたいというふうに考えております。

それから会計士試験の問題、専門家を養成していくということで島崎委員からご指摘がございましたような、平成15年の制度改正で新しい試験制度をつくっていくという中で、公認会計士という専門家を養成しているということで、必ずしも監査業界のみならず金融界、あるいは産業界に会計の専門家を入れて、その中で会計リテラシーを高めていくというような目的で制度をスタートしたわけですけれども、実は必ずしも当初の目的どおりに合格者がそういった世界にどんどん入っているという状況ではありませんし、目下雇用状況も非常に厳しいという状況でもありますので、一段と我々としても努力していかなければいかんと思っております。今後につきましては、公認会計士協会、経済界、金融界ともども協力しまして、例えば合格者に対する就職のガイダンスと申しますか、その後の公認会計士になる方へのガイダンスという中で、必ずしも監査業界のみならず経済界、金融界にも就職をする、その中で実務経験を高めて会計士を目指す、あるいは会計の専門家という形でそんな世界で活躍してもらう、こういう形で積極的にそういうチャンネルが多様化しているんだということを積極的に説明をさらにしてい

たいというふうに考えております。

それから、個人投資家の参加の拡大という点がございましたし、翁委員からも銀行の株式保有の問題がございました。先ほど監督局長から銀行の財務の健全性という角度から話がございましたけれども、それに加えて私どもの観点で申し上げますと2つありまして、1つは銀行の財務の健全性という角度で、先般議員立法でございませけれども、銀行の株式取得の制限に関する法律というのがございまして、実はこの中身は実際は銀行の株式保有というのはTier 1の半分ぐらいに下がってはきております。下がってきている中で昨年来の株価の一段の下落でやはり財務健全性、あるいは信用収縮というところに大きな問題が生じたということで、議員立法で株式の取得機構というものがございまして、既に平成18年に一たん活動を終了していたわけですが、これを3月の議員立法の成立で再開をし、公的な資金でその機構を通じて銀行の有する株式を買い取るということで、株式の保有リスクを分離する。かつ、マーケットインパクトを与えないというような形で仕組みができ上がって既にスタートしております。さらに、もう一段の同じ法律の改正を先般行いまして、株式の買い取りの対象を普通株式だけではなくて優先株式、優先出資証券、ETF、J-REIT、ここまでエクイティ証券のすべてと言っていると思っておりますけれども、これについて対象として書いておるといこともあわせてやるような形で、相当この問題について踏み込んでやっていくという形になっておりますので、銀行のリスク管理の徹底という中でこの制度の積極的利用というものに今後とも働きかけていきたいというふうに考えております。

もう一方で、銀行の取得機構に株式を保有するということになりますので、その後、その株式をどういう形で市場に、あるいはその他の方法で民間の手にいずれ還元をしていくのかということになりますと、これは市場全体における株式、株主というものをどう育成していくか、構成していくかという問題になるかというふうに思います。その中で個人株主というものを育成していくという手段、これは規制上の問題もありますし、あるいはまた税制上の問題もあるかというふうに思いますけれども、あるいは引き続きこの問題については積極的に環境づくりに努めていきたいと思っておりますし、かつ個人といたしましても、往々にしていわゆる現在の個人株主というのはどちらかといいますと長期的な目的を持った保有ということではなくて、短期的な売買益をねらうという形での投資をやっているというのが非常に多い。その中で長期保有をどうやって促進をしていくか、あるいは配当というものをどうやって投資の目的に位置づけていくかということもさらに我々としては意識を持って取り組んでいきたいというふうに思っています。同時に年金というのがこれから非常に大きな投資家になりますし、これは間接

的な意味で個人投資ということにもなりますので、これについても401Kという制度もまだまだ十分活性化していないというふうに認識をしておりますので、この点についても先般税制改正もやりましたけれども、あわせて引き続き注視してやっていきたいというふうに思います。

最後でございますけれども、片田座長からご指摘のありました内部統制報告書の重要な欠陥というところで、日本が2%、米国は16%が初年度ということで、それだけ日本は問題ないと考えたら非常に我々も気が楽なんですけれども、アメリカの場合は数字を先ほど聞いたんですが、1年目が確かに16.9%なんですけど、2年目、3年目、4年目と下がってまいりまして、4年目は7.9%までは下がっています。ですから、この2%と7.9%の差というのをどう考えればいいのかというところは今後さらに分析をしながら考えていきたいというふうに思っています。

○中村管理室長 冒頭、田辺委員からご質問がございました金融庁の物件費についてということですが、金融庁の予算につきましては大体規模として200億円、ちょっと小さな規模でございますが、人件費が6割を占めるような構造になっております。

ご指摘の物件費につきましては、平成19年度予算におきまして88億円だったのが、平成20年度予算につきましては59億円と29億円減少しております。要因といたしましては、全体的な予算の制約がある中で委員のほうからのご指摘がございましたが、前年度限りの経費として26億円、新庁舎の移転とかEDINETの開発、こういった経費がございましたので29億円減少となっております。ただ、平成21年度につきましては、物件費のほうは59億円から69億円に伸びております。

概算要求につきましては、平成22年度のものは8月末までに提出になっておりますので、必要な経費につきましてはきちんと要求していきたいというふうに考えております。

○片田座長 お話は尽きないんですけども、時間も相当超過しております。

最後に、本日の会議の総括として長官から一言お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○三國谷長官 今日は大変前向きかつ建設的、あるいは私ども本当に考えなくてはいけない点多々ご指摘頂きまして、ありがとうございました。

当局の幹部職員一同この会議に参加しておりますので、今後の行政に反映させていきたいと思っております。

個人的な考えを申し上げますと、金融庁の仕事というのは年々対象が拡大してきている、広がってきているという感じがしております。一つには、例えば金融商品取引法であれば、これまでの有価証券概念というものを総括的な概念も含めて拡大する、対象も拡大する、すき間も

埋めるというような方向、あるいはこの間、消費者保護法制も、FX利用の金融先物法の取り組みも含めましてさまざまな拡大をしてきた、こういった歴史ではなかったかと思っております。

一方、この時代におきましてさらに私どもは今国際的な中で国内の制度、施策と国際的な動きとの整合性をどう図っていくかという広がり直面しておりますし、皆様方からご指摘頂きました我々の手法というのもミクロのみならず、マクロ的な観点から対応すべきではないか、こういった指摘、これも時代の要請だと思っております。

それから、この時代に我々の行政的な支援、これも制約があるわけではありますが、これを最大限に発揮、活用していく、あるいは他者との連携を強化していく、お互いに信頼をしながらやっていくという形で、ベター・レギュレーションの取り組みというのもございますが、これも引き続き、ますます進化・拡大していかなければならないと思っております。私ども現在、一つには国際関係につきましては組織的な充実も図りながら対応しております。

また、これは内部の話でございますが、庁内全体としても内部の行政と国際的な行政を統合すべく横の連絡会議、あるいは情報交換の場をつくりまして既に活動を始めているところでございます。

また、マクロ的な視点につきましても、当方のさまざまな調査機能というそれぞれこれまで部署に若干散らばっておりましたものを統合するようなそういった仕組みづくりにも今乗り出したところでございます。さらにこの先、日本銀行、あるいは海外当局との連携ということも十分深めながらこの問題には真剣に取り組んでいきたいと思っております。

一昨年以来の金融危機の中で、私どもは貸し手の立場、借り手の立場、あるいはさらに金融政策の立場ということもございまして、例えば中小企業庁と合同で150カ所行脚する、あるいは日本銀行とは綿密に連絡をとり合うという中でこの時代を乗り切ってまいりました。この重要性はますます高まっていくと思っております。

また引き続き、皆様方からさまざまなご意見、ご指摘を頂きながら今後、当庁の任務であります金融システムの安定、2点目は利用者保護、利用者利便の向上、3点目は公正・透明な市場の確立、この3つの実現に邁進してまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしく願い申し上げます。

なお、最後に、さまざまな制度的な枠組みにつきまして金融審でも議論を開始して頂いたところでございますので、そちらのほうのご支援もよろしくお願いできればと思っております。

○片田座長 長官、どうもありがとうございました。

それでは、事務局においては本日の会議で委員の皆様方から頂いた意見を踏まえて必要に応じ修正を行い、評価書を取りまとめて頂きたいと思います。

終了の時間も近づいておりますので最後に事務局、連絡事項をお願いいたします。

○油布政策評価室長 手短に申し上げます。3点でございます。

1点目は、予算評価書でございますが、予算要求と関連性を持たせるということで今月中に公表したいと考えております。修正した部分につきまして、また個別にご連絡させて頂きたいと思っております。

2点目でございますが、今日のこの会議の議事要旨と議事録も公表させて頂きたいと思っております。後日、議事録をお送りいたしますのでご確認、コメントをお願いしたいと思います。

最後でございますが、随分先の話ですけれども、次回のこの有識者会議であります。次回は、平成22年度の評価計画についてご意見を頂きたいと思っております。来年の2月下旬もしくは3月上旬ぐらいを考えております。また改めて日程のご相談をさせて頂くと思っております。

私からは以上でございます。

○片田座長 どうもありがとうございました。

以上で予定の議事をすべて終了いたしましたので、これをもちまして本日は終わりたいと思っております。

どうもありがとうございました。

午後5時54分 閉会